

## 第6回 火力電源入札ワーキンググループ

---

平成26年7月15日(火)

事務局提出資料

# 火力電源入札募集の概要について

- 平成26年度は一般電気事業者の5社が火力電源入札を実施する。このうち3社が自社応札を行う。
- 募集規模は約1,070万kW(単純合計)であり、供給開始時期は概ね5年～10年後となる。

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
入札募集実施の公表	H26.3.27(木)	H26.4.11(金)	H26.3.25(火)	H26.3.26(水)	H26.3.27(木)
RFCの開始 ※募集規模等の入札要件の詳細を公表	H26.4.10(木)	H26.4.21(月)	H26.4.17(木)	H26.4.8(火)	H26.4.10(木)
RFCの締切り	H26.5.9(金)	H26.5.20(火)	H26.5.16(金)	H26.5.7(水)	H26.5.9(金)
募集規模	①: 60万kW ②: 60万kW	600万kW	100万kW	150万kW	①: 100万kW ②: 8千kW(対馬)
運転条件(稼働率)	①: 70～80% ②: 40～50%	70～80%	70～80%	70%	①: 70～80% ②: 50～70%(対馬)
自社応札の有無	<有り> ①: 能代3号(石炭) ②: 上越1号(LNG)	<無し>	<有り> ・入札対象電源は非公表	<無し>	<有り> ①: 松浦2号(石炭) ②: 豊玉6号(内燃力)
供給開始時期	①: H32.6～H34.6 ②: H35.6～H36.6	H31.4～H36.3	H33.4～H35.3	H33.4～H35.7	①: ～H33.6 ②: ～H30.6

(出典)各社入札募集要綱案等

- 火力電源入札WGにおいては、第5回審議における4社の入札募集要綱案に対する委員からの指摘について、必要に応じ入札募集要綱案等を修正し、その取り扱いを座長一任としておりました。
- その後、4社が検討・修正等した結果を確認し、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に適合しているものとして、修正後の4社の入札募集要綱案等を座長に了承いただきました。
- なお、4社の検討結果の概要については以下のとおり。(検討結果の詳細はP8以降を参照)
  - ・連帯保証については、4社とも各委員の指摘を踏まえて、要綱案を修正するとの回答があった。
  - ・資本費の補正については、3社とも各委員の指摘を踏まえて、要綱案を修正するとの回答があった。
  - ・解約・解除時の補償等については、2社とも各委員の指摘を踏まえて、要綱案を修正するとの回答があった。

	東北電力	中部電力	関西電力	九州電力	(論点)東京電力
①連帯保証	○	○	○	○	— (代替措置あり) 【東京電力説明資料 P11を参照】
②資本費の補正(土木建築工事費)	○	資本費の補正あり	○	○	RFCを受けて修正 (金利の補正もあり) 【東京電力説明資料 P9,P54,P92を参照】
③解約・解除時の補償等(事業者事由による解約・解除時の基本料金による補償等)	—	○ (通常生ずべき損害/ 上限設定なし)	○ (通常生ずべき損害/ 上限設定あり)	—	RFCを受けて修正 【東京電力説明資料 P69,P80を参照】

(注)○:要綱案を修正する、×:要綱案を修正しない、—:要綱案に該当部分なし

【論点】

- 第5回火力電源入札WGにおいて、落札結果の公表については、座長取りまとめを踏まえ、原則として、競争上の情報の非対称性が起こらないことを念頭におきつつ、事務局で精査することとしているところ。
- 中部電力、関西電力、東京電力の3社からは、他社応札のケースでも、「火力入札を連続して実施するケースの場合、他社応札の上限価格を公表すると、それ以降の火力入札の上限価格が推定され、応札価格の低減を阻害する可能性がある」旨の意見が出されている。
- 現行のガイドライン(Ⅱ. 7.)では、入札情報の公表について、「入札制度を通じた競争を促進するため、潜在的な応札者に対し適切な情報提供を行うこと、電気事業の効率化の観点から、入札を通じた電源の調達によってどの程度の電力供給コストの低減効果が見込まれるかを可能な限り国民に明らかにすること」といった考慮要件が規定されている。
- 以上を踏まえ、落札結果の公表について、本日、再度、どうあるべきかをご審議いただきたい。

【各委員からの指摘】

- 落札結果の公表については、自社応札の場合、契約の絶対額がでてこないが、例えば、3社以上の落札がある場合には、その平均額を開示することは考えられないか。
- 「上限価格を非公表とする場合」とは、自社応札の場合に限定されていると理解してよいか。  
→ 上限価格の非公表に重きをおくのであれば、他社応札の場合でも自社応札と同じになる。先ほど中部電力が説明されていることだけに重きをおくのであれば、自社応札のみに限定するという考え方もある。理由如何でどちらともある。(事務局)
- 前回、競争が不十分なケースが想定され、そういうときまで上限価格を公表させると、上限に張り付くというマイナス面があることから、上限価格を公表するかは選択制にしたが、このような弊害がないケースにおいては、自社応札をしない場合で公表しない方がよいという要素はあるのか。  
→ 入札後の競争を歪めない、あるいは1社の情報が公表されないということだと思う。今、議論している限りでは、自社応札をしない場合には、それほど大きな問題にはならないと思う。事務局で精査していただき、まとめたい。原則は、競争上の情報の非対称性が起こらないことを念頭におきたい。(座長)

## <参考>第5回火力電源入札WG事務局説明資料(抜粋)

### 【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅱ. 7. (2))では、落札者に係る情報について、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、「卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率」を公表すると規定しているところ。
- 今般、中部電力(株)が実施した入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において、「自社応札を行う場合、自社応札価格が明らかになってしまうことから、公正な競争に鑑み課題がある」との意見が出された。【中部電力説明資料P15を参照】
- 当該落札者に係る情報の公開は、一般電気事業者の原価低減のための努力及び積極的な入札の実施を促進する上で重要であると考えられるが、公表された情報を基に上限価格が算出可能となってしまうと、特に自社応札をする場合には、応札したユニットの発電単価(電源線等工事費(特定負担分)等を含む)を公表することとなり、今後、小売全面自由化が進展していく中で、公平な競争を阻害する可能性があることも事実である。
- このため、上限価格を非公表とする場合には、落札者の契約価格が特定されないよう配慮した上で、「卸供給の契約価格と上限価格のかい離率」のみを公表させることとしてはどうか。また、現行のガイドラインも改正することとしてはどうか。

### (参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

#### 7. 入札結果の公表

入札制度を通じた競争を促進するためには、その過程の透明性を高めるとともに、潜在的な応札者に対し適切な情報提供を行うことによつて、入札への参入の円滑化とその拡大を図ることが必要である。また、電気事業の効率化の観点から、入札を通じた電源の調達によってどの程度の電力供給コストの低減効果が見込まれるかを可能な限り国民に対し明らかにすることにより、一般電気事業者の原価低減のための努力及び積極的な入札の実施を促進することが重要であると考えられる。

以上を考慮し、入札情報の公開については、以下のとおり行うのが適当である。

#### (2)落札結果

落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。

- ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種
- ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない)

## 【中部電力からの意見】

- ガイドラインによれば、自社応札しない場合の上限価格は、「入札実施会社が自らの開発電源を中長期的に調整し、火力電源の一部の開発を取りやめることを想定し、入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定することとする。」とされております。
- この考え方に基づくと、将来、自社開発予定の電源がある中で、他社応札のみの入札募集を行う場合、当該電源の開発コストを上限価格として設定することとなります。
- 現行のガイドラインの公表方法を適用すると、この上限価格が類推され、その後に当該電源の自社応札を想定した入札募集を行う際に、自社応札価格が類推される虞があります。
- 今後、当社は、他社応札のみの入札を実施する可能性があり、上記の問題を踏まえると、他社応札の場合でも、自社応札と同様の扱い(かい離率のみ公表)とすることが望ましいと考えます。

## 【関西電力からの意見】

- 火力入札を連続して実施するケースの場合、落札者決定後、速やかに上限価格を公表すると、それ以降の火力入札の上限価格が推定され、応札価格の低減を阻害する可能性があります。
- また、指針では、上限価格の算定方法として「入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定することとする。」と記載されております。上限価格を公表した場合、運転開始予定の火力発電所の平均的なデータや資金の実績コストが明らかになり、公平な競争が阻害される可能性があります。
- これらの理由から、他社応札の場合でも、自社応札と同様の扱い(かい離率のみ公表)とすることが望ましいと考えます。

## 【東京電力からの意見】

- 上限価格について、当社は、自社火力発電設備の経年化に対応して、今後も連続的に火力電源入札を実施する計画であるため、事後であってもこれを公表することは、以降の入札において上限価格を非公表とする場合の効果が消失し、入札による競争性を低下させることになるため望ましくないものと考えております。
- また、契約価格と上限価格のかい離率の公表は、落札者が上限価格を特定すること(契約毎のかい離率公表の場合)または推定すること(契約価格の平均額とのかい離率公表の場合)が可能となるため、以降の入札の公平性の観点から公表しないことも可能としていただきたい。
- なお、契約価格の平均額については、公表(落札者が1社の場合は非公表)による競争上の問題は生じないものと考えております。

## 自社応札のケース

### 上限価格非公表のケース(現行ガイドライン)

【前提(全て非公表)】

- ・上限価格: 11.0円/kWh
- ・落札価格: A社(自社) = 11.00円/kWh  
B社(他社) = 10.75円/kWh  
C社(他社) = 10.50円/kWh

公表される情報で、  
自社応札で落札した  
ユニットの発電単価が算出可能

【落札結果の公表(②関連)】

- ・卸供給の契約価格の平均額: 10.75円/kWh
- ・当該平均額と上限価格のかい離率 = 97.73%
- (注)ただし、落札者が1社のみ場合は非公表

$$\text{上限価格} = 10.75\text{円}/\text{kWh} \div 97.73\% \doteq 11.00\text{円}/\text{kWh}$$

### 上限価格非公表のケース(見直し後)

【前提(全て非公表)】

- ・上限価格: 11.0円/kWh
- ・落札価格: A社(自社) = 11.00円/kWh  
B社(他社) = 10.75円/kWh  
C社(他社) = 10.50円/kWh

【落札結果の公表(②関連)】

- ・卸供給の契約価格と上限価格のかい離率:  
**100.00%、97.73%、95.45%**
- (注)ただし、落札者が1社のみ場合は非公表

## 他社応札のケース

### 上限価格非公表のケース(現行ガイドライン)

【前提(全て非公表)】

- ・上限価格: 11.0円/kWh
- ・落札価格: A社(他社) = 11.00円/kWh  
B社(他社) = 10.75円/kWh  
C社(他社) = 10.50円/kWh

公表される情報で、  
他社応札の上限価格が算出可能

【落札結果の公表(②関連)】

- ・卸供給の契約価格の平均額: 10.75円/kWh
- ・当該平均額と上限価格のかい離率 = 97.73%
- (注)ただし、落札者が1社のみ場合は非公表

$$\text{上限価格} = 10.75\text{円}/\text{kWh} \div 97.73\% \doteq 11.00\text{円}/\text{kWh}$$

### 上限価格非公表のケース(見直し後)

【前提(全て非公表)】

- ・上限価格: 11.0円/kWh
- ・落札価格: A社(他社) = 11.00円/kWh  
B社(他社) = 10.75円/kWh  
C社(他社) = 10.50円/kWh

【落札結果の公表(②関連)】

- ・卸供給の契約価格と上限価格のかい離率:  
**100.00%、97.73%、95.45%**
- (注)ただし、落札者が1社のみ場合は非公表

中部電力・関西電力の意見

- ・卸供給の契約価格の平均額:  
**10.75円/kWh**

東京電力の意見  
(落札者が1社のみ場合は非公表)

【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅲ.)では、入札要綱案を審議していただく際に、「入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。」と規定されているところ。
- 今般、東京電力(株)にあっては、上記の入札実施会社に該当するため、同社が講じている情報遮断等の措置についての実効性・適切性を審査していただきたい。【東京電力説明資料P14を参照】
- 具体的な審査に当たっては、以下のようなポイントが挙げられるのではないかと。
  - ・情報管理についての社内ルールは定めているか、また、その周知方法は適切か
  - ・当該社内ルールについての実効性はあるか、また、その内容は適切か(例えば、入札実施部門が火力部門と情報のやりとり(メール等)を行う場合、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているか)
  - ・上限価格を決定する際の取締役会等に、火力部門の役員等が出席するか、出席する場合の措置は適切か

(参考)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

Ⅲ. 入札実施フロー

(中略)

中立的機関(火力電源入札WG)への提出①

入札要綱案を中立的機関(火力電源入札WG)に提出。中立的機関(火力電源入札WG)が、入札要綱案が本指針に合致していないと認めるときは、入札実施会社に修正を求める。また、入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

東北電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	東北電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
1	<p>・連帯保証を求めるべきではない。何のために、目的会社を設立するのか分からなくなる。何らかのやり方をしないと不安だということはあるかもしれないが、これが唯一の方法だと思っていない。</p> <p>・連帯保証を求めることが唯一であるとは思っていないが、事業の性質から考えると、何らかの方法で財務健全性を担保することが必要ではないか。連帯保証に代わる財務健全性が担保できる方法が提示されれば、それを考慮して認めてもよいのではないか。いずれにしても、供給期間全域にわたって確実に履行できるための何らかの方策は必須である。</p> <p>・設備が完成するまでは契約保証金で担保し、設備が完成した後は、効率的なものができたとするならば、コスト面で言えば可変費を投入すれば十分なりターンが得られる電気がでてくるのだから、連帯保証までは必要ない。</p> <p>・連帯保証、解約補償、建設費のエスカレも含めて、電力会社以外の者が参加しようとするとなりの足を踏む。一つ一つは正しいことなのかもしれないが、全てがあるとハードルが高くなっているという印象を持った。これだけ多くの電力会社が、ある時期に一斉に入札をすると、参加できる事業者は電力会社を除けばあまりない。総合的に見て、ハードルが高くなっているという印象を持った。</p> <p>・最初に応札した事業者があつて、その後SPCに事業を譲渡する場合は、出資者のすべてが連帯して保証するというのは重すぎる、少なくとも、応札者一社でも数社でも保証してくれれば、事業の継続性や財務の問題もクリアできるのではないか。</p>	<p>[連帯保証]</p> <p>○連帯保証については、必ずしも出資者全員から連帯保証状の提出を求めるものではありません。出資者から連帯保証に替わる手法をご提案いただいた場合には、事業の継続性や安定性が担保されることを前提に、双方協議のうえ合意した内容を連帯保証に代替するものいたします。</p>	<p>要綱11章(4)子会社、合併会社等の扱いの規定を見直し</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

東北電力

No	委員からの指摘	東北電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
2	<p>・中部電力は誠実な対応であり、合理的なものがでてきた。他社もやらないことが不当とまでは言えない。他の3社は、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているとすれば、料金査定でもこの考え方を貫くべきである。本当にそういう意思表示をしているのか、今回、中部電力から合理的なやり方がでてきたので、これをみて少し考えていただきたい。</p> <p>・リスクを管理する能力が高い方に、リスクを負わせるのが大原則である。そういう点も含めて考えるべき。(座長)</p>	<p>[資本費の補正]</p> <p>○土木建築工事費については、震災復興工事や東京オリンピックなどの影響により想定以上に変動する可能性があることから、工事契約が締結されると見込まれる環境影響評価書の確定月の指数(国交省の建設工事費デフレーター)が入札募集開始時点の値に対し、閾値(±5%)を超えた場合に、『入札価格』に相当の補正(補正対象金額は、建設工事費概算額の土木工事と建築工事の合計額以下で、かつ、全資本費の25%を上限)を実施することを事業者が選択することを可能といたします。</p>	<p>要綱9章. 契約条件(4), 受給料金, 標準契約書A第21条, B第24条(料金の算定)の規定を見直し</p> <p>様式8, 様式18を見直し</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

東北電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	東北電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
3	<p>・IPP側事由の場合、何故、「基本料金」で賠償するのか理解できない。仮に取引所の価格が暫く高騰しているケースでは、基本料金さえ払えば解約してもいいということになる。</p> <p>・関西電力の要綱を見ると、いつでも勝手に止められる訳ではなく、相手側の責めに帰すべき事由があった場合に、一方の当事者が解除できる、もう一つが、やむを得ない事由があり、かつ、相手が合意してくれたときに解除できる、この2つパターンしかないとするれば、各社とも基本的に債務不履行があったときの賠償の範囲を議論していることになる。通常取引でも賠償の金額は何かの算定基準がある訳ではなく、一定の協議で決めているが、関西電力の説明からは、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理ではない。一つのやり方ではある。7年とか決めていないと、通常生ずべき損害としていると民法に委ねられるが、どこまでを補償するのか、予測可能性がはっきりしない。クイックに解決する方策ではある。</p> <p>・賠償額をあまりに高くし過ぎることによって、結果的に自社の応札を誘導しているとの疑いがないかという観点も重要である。民法では通常生ずべき損害額を賠償するとなっているところ、あえて書き換えてきている。発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を支払うのはあまりに過大ではないか。</p>	<p>[解約・解除時の補償等]</p> <p>○当社事由による解約の場合は、供給開始前・供給開始後ともに通常生ずべき落札者の損失を補償対象としているため、競争の阻害要因にはならないと考えております。</p> <p>○落札者事由による解約の場合は、供給開始前は「契約保証金相当額」「系統アクセス工事費(実費)」を、供給開始後は「定率定額差(精算)」「残存期間における上限価格と判定価格の差(逸失利益)」「系統アクセス設備の残存価額と撤去費用(実費)」を補償対象としており、競争の阻害要因にはならないと考えております。</p> <p>○なお、「やむを得ない事由」による場合は解約が可能ですが、「やむを得ない事由」に該当するかどうか確認・協議させていただく必要があると考えております。</p>	<p>反映不要</p>

リスト№1

## 連帯保証に関する規定

東北電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【修正案】

【要綱案P107】11. その他 (4)子会社, 合併会社等の扱い  
(4)子会社, 合併会社等の扱い

当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が, 電力卸供給を行うことを目的とした子会社, 合併会社等である場合は, その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出していただきます。

【要綱案P109】11. その他 (4)子会社, 合併会社等の扱い  
(4)子会社, 合併会社等の扱い

当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が, 電力卸供給を行うことを目的とした子会社, 合併会社等である場合は, その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出していただきます。

- 出資者が複数の場合, 必ずしも出資者全員から連帯保証状の提出を求めるものではありません。
- 出資者から連帯保証に替わる手法をご提案いただいた場合には, 事業の継続性や安定性が担保されることを前提に, 協議のうえ合意した内容を連帯保証に代替するものといたします。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

【要綱案P75】9. 契約条件 (4)受給料金

(4)受給料金

- 基本料金と電力量料金の二部料金制とし、『(様式8)入札価格計算書』に記載した年度別価格を基本に、以下により算定いたします。
- なお、事業税が収入課税の場合は事業税相当額を加算いたします。

a. 基本料金

入札価格の各年度の固定費を12で除した月額を毎月お支払いいたします。

- 資本費：『5. 入札価格の算定方法 (1)各年度の費用の算定 c. 電源線等工事費、電源線等以外工事費の扱い』の電源線等工事費(特定負担分)は、状況変化による再算定を行った場合、調整後の電源線等工事費(特定負担分)といたします。なお、確定精算後は、精算額の工事費に置き換えるものといたします。

【要綱案P75】9. 契約条件 (4)受給料金

(4)受給料金

- 基本料金と電力量料金の二部料金制とし、『(様式8)入札価格計算書』に記載した年度別価格を基本に、以下により算定いたします。
- なお、事業税が収入課税の場合は事業税相当額を加算いたします。

a. 基本料金

入札価格の各年度の固定費を12で除した月額を毎月お支払いいたします。

**ただし、以下の場合は各年度の固定費の補正を行います。**

①資本費

➤電源線等工事費(特定負担分)の補正

- 『5. 入札価格の算定方法 (1)各年度の費用の算定 c. 電源線等工事費、電源線等以外工事費の扱い』の電源線等工事費(特定負担分)は、状況変化による再算定を行った場合、調整後の電源線等工事費(特定負担分)といたします。なお、確定精算後は、精算額の工事費に置き換えるものといたします。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

【要綱案P75】9. 契約条件 (4) 受給料金

記載なし

【要綱案P77】9. 契約条件 (4) 受給料金

▶建設費の補正

- 落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、発電所建設工事費のうち、土木・建築工事(以下「土工事」といいます)契約については、入札時点と契約締結時点の相違から、工事金額が国内物価によって著しく変動することも考えられることから、入札価格への過度なリスク対応費用の織り込みを回避するため、応札者があらかじめ希望する場合、以下の式により物価の著しい変動にともなう土工事費相当額の変動に対する補正を行い、基本料金の補正を行います。
- 補正の対象とする価額は、入札制度および評価の公平性の観点から、入札時点であらかじめ確定いたします。このため、土工事費相当額の補正を必要とする場合、入札書類『(様式8)入札価格計算書』の資本費(A欄)に補正対象となる土工事費相当額を再掲していただきます。ただし、土工事費相当額の合計は、『(様式18)建設費概算書』における土木工事および建築工事の合計額以下で、かつ、『(様式8)入札価格計算書』における資本費の合計の25%以内としていただきます。

土工事費相当額(補正後) = 入札価格計算書の土工事費相当額

$$\times \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数}}{\text{入札募集受付開始月の物価指数}}$$

※ ただし、以下の場合は、補正を行わないものとします。

$$\left| \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数}}{\text{入札募集受付開始月の物価指数}} - 1 \right| \leq 5\%$$

リスト№2

資本費の補正に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

【要綱案P75】9. 契約条件 (4) 受給料金

記載なし

・**運転維持費**: 毎年4月に、基準となる指標(平成25年度の一人あたり雇用者報酬指数, 企業物価指数, 消費者物価指数)と当該年度の指標との変動率にて調整いたします。

【要綱案P77】9. 契約条件 (4) 受給料金

- ※ 補正額は年度毎に算定し、毎年度の基本料金を補正するものといたします。
- ※ 土工工事費相当額は、『(様式18)建設費概算書』をもとに、入札書類『(様式8)入札価格計算書』の資本費(A欄)に再掲いただいた土工工事費相当額といたします。
- ※ 物価指数は、国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」の「建設総合-土木総合-その他土木」(月次)によるものといたします。

② 運転維持費

- ・ 毎年4月に、基準となる指標(平成25年度の一人あたり雇用者報酬指数, 企業物価指数, 消費者物価指数)と当該年度の指標との変動率にて調整いたします。

【要綱案P76】9. 契約条件 (4) 受給料金 備考

記載なし

【要綱案P78】9. 契約条件 (4) 受給料金 備考

- ・ 土工工事費相当額の補正を希望する場合、『(様式18)建設費概算書』により申告してください。
- ・ 土工工事費相当額の補正については、物価指数のプラスまたはマイナス双方を対象とします。
- ・ 土工工事契約は、着工前に必要となる環境影響評価書が確定した日以降、速やかに締結され金額が確定するものと考えられることから、補正の対象時点は環境影響評価書の確定月とします。
- ・ なお、環境影響評価に関する法的手続きを実施しない場合、補正の対象時点は工事計画書の届出月とします。
- ・ 調整の基準時点は、入札募集受付開始月とします。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

東北電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【標準契約書A】(料金の算定)

第21条 料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第47条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1) 基本料金

基本料金は、第5条の営業運転開始日以降、次の各号により算定した金額を適用するものとし、収入課税の場合は事業税相当額を加算する。  
 なお、別紙2の資本費は、甲の負担する電源線等工事費の確定精算後、精算額を反映し別紙3にもとづき置き換えるものとし、運転維持費については、毎年度4月に別紙3にもとづき算定した運転維持費補正係数を乗じた値に置き換えるものとする。

## 【修正案】

## 【標準契約書A】(料金の算定)

第21条 料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第47条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1) 基本料金

基本料金は、第5条の営業運転開始日以降、次の各号により算定した金額を適用するものとし、収入課税の場合は事業税相当額を加算する。  
 なお、別紙2の資本費のうち電源線等工事費については、甲の負担する電源線等工事費の確定精算後、精算額を反映し別紙3にもとづき置き換えるものとする。(※)別紙2の運転維持費については、毎年度4月に別紙3にもとづき算定した運転維持費補正係数を乗じた値に置き換えるものとする。

《落札者が『要綱9章(4)①』の建設費の補正を希望する場合には、上記の※に以下を挿入》

また、土建工事費相当額については、入札募集受付開始月から発電設備に関する環境影響評価書が確定した月(環境影響評価に関する法的手続きを実施しない場合、補正の対象時点は工事計画書の届出月)までの土木・建築工事の物価変動に応じた補正を行なうものとし、別紙3にもとづき置き換えるものとする。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

東北電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【標準契約書B】(料金の算定)

第24条 料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第51条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1) 基本料金

基本料金は、第5条の営業運転開始日以降、次の各号により算定した金額を適用するものとし、収入課税の場合は事業税相当額を加算する。  
 なお、別紙2の資本費は、甲の負担する電源線等工事費の確定精算後、精算額を反映し別紙3にもとづき置き換えるものとし、運転維持費については、毎年度4月に別紙3にもとづき算定した運転維持費補正係数を乗じた値に置き換えるものとする。

## 【修正案】

## 【標準契約書B】(料金の算定)

第24条 料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第51条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1) 基本料金

基本料金は、第5条の営業運転開始日以降、次の各号により算定した金額を適用するものとし、収入課税の場合は事業税相当額を加算する。  
 なお、別紙2の資本費のうち電源線等工事費については、甲の負担する電源線等工事費の確定精算後、精算額を反映し別紙3にもとづき置き換えるものとする。(※)別紙2の運転維持費については、毎年度4月に別紙3にもとづき算定した運転維持費補正係数を乗じた値に置き換えるものとする。

《落札者が『要綱9章(4)①』の建設費の補正を希望する場合には、上記の※に以下を挿入》

また、土建工事費相当額については、入札募集受付開始月から発電設備に関する環境影響評価書が確定した月(環境影響評価に関する法的手続きを実施しない場合、補正の対象時点は工事計画書の届出月)までの土木・建築工事の物価変動に応じた補正を行なうものとし、別紙3にもとづき置き換えるものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## 【要綱案P95】9. 契約条件 (13)契約の解約

## (13)契約の解約

当社または落札者のいずれか一方にやむをえない事由が生じた場合、契約を解約できるものといたします(解約の時期が供給開始後であるときは、原則として7年前までに相手方に申し出るものといたします)。

- 契約を解約する場合は申し出た者(以下「解約申出者」といいます)が相手方に以下の補償を行うものといたします。
- ただし、契約を第三者へ承継可能な場合で相手方がそれを認めた場合についてはこの限りではありません。
- なお、契約の解約にあたっては、電力の安定供給に支障を来たさないよう、当社および落札者は、最大限の配慮をするものといたします。

## a. 供給開始前の解約の場合

- 契約の解約の時期が供給開始前の場合は、以下の補償を行うものといたします。
  - 補償の内容
    - 落札者が申し出た場合は、契約保証金に相当する金額を違約金として支払っていただくとともに、系統アクセス工事に要した費用の実費を補償していただきます。
    - 当社が申し出た場合は、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします。
  - ただし、以下の事由による場合は、補償を免責されるものといたします。
    - 天変地異等やむを得ない事由により解約となる場合で両者が合意した場合。
    - 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合。

同左

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

**【要綱案P95】9. 契約条件 (13)契約の解約**

- 当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合(ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後すみやかに用地交渉に入れなない場合は、発電所建設の地元同意後1年以内とする場合があります)。

同左

**【要綱案P97】9. 契約条件 (13)契約の解約**

b. 供給開始後の解約の場合

- 落札者が申し出た場合は、以下の補償をしていただきます。
  - ① 供給開始後、解約時点までの各年度ごとの『(様式8)入札価格計算書』のI欄の値と入札価格(契約供給期間で均等化した価格)に対応する金額との差額〔精算額〕
  - ② 上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額〔逸失利益の補償額〕
  - ③ 系統アクセス設備の残存価額および撤去費用〔実費補償額〕
- ②については、残存契約期間が7年を超える場合、解約時点から7年間分を上限といたします。
- 解約の事由が落札者の責めとならない場合は、上記②は適用しないものといたします。
- ①〔精算額〕, ②〔逸失利益の補償額〕の金額は解約時点の価値に換算いたします
- 当社が申し出た場合は、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします。

同左

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

東北電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## 【要綱案P99】9. 契約条件 (14)契約の解除

## (14)契約の解除

当社または落札者のいずれか一方が、契約を遵守することを著しく怠った場合は、その相手方が契約履行の催告を行うものいたします。

催告後、30日を経過しても契約履行がなされなかった場合、相手方の責めに帰すべき事由として、契約を解除できるものいたします。当社または落札者のいずれか一方が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規にもとづく手続き開始の申立てまたは解散の決議を行ったときは、他方は相手方の責めに帰すべき事由として、契約を解除できるものいたします。

- この場合、その責めに帰すべき者が相手方に対し、契約の解約に準じた補償を行うものいたします。
- なお、契約の解除にあたっては、電力の安定供給に支障を来たさないよう、当社および落札者は、最大限の配慮をするものいたします。

同左

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

中部電力

要綱・標準契約書への反映

要綱案16 契約等の締結に追記

No	委員からの指摘	中部電力の検討結果	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証を求めるべきではない。何のために、目的会社を設立するのか分からなくなる。何らかのやり方をしないと不安だということはあるかもしれないが、これが唯一の方法だと思っていない。</li> <li>・連帯保証を求めることが唯一であるとは思っていないが、事業の性質から考えると、何らかの方法で財務健全性を担保することが必要ではないか。連帯保証に代わる財務健全性が担保できる方法が提示されれば、それを考慮して認めてもよいのではないか。いずれにしても、供給期間全域にわたって確実に履行できるための何らかの方策は必須である。</li> <li>・設備が完成するまでは契約保証金で担保し、設備が完成した後は、効率的なものができたとするならば、コスト面で言えば可変費を投入すれば十分なりターンが得られる電気がでてくるのだから、連帯保証までは必要ない。</li> <li>・連帯保証、解約補償、建設費のエスカレも含めて、電力会社以外の者が参加しようとするとなりの足を踏む。一つ一つは正しいことなのかもしれないが、全てがあるとハードルが高くなっているという印象を持った。これだけ多くの電力会社が、ある時期に一斉に入札をすると、参加できる事業者は電力会社を除けばあまりない。総合的に見て、ハードルが高くなっているという印象を持った。</li> <li>・最初に応札した事業者があつて、その後SPCに事業を譲渡する場合は、出資者のすべてが連帯して保証するというのは重すぎる、少なくとも、応札者一社でも数社でも保証してくれれば、事業の継続性や財務の問題もクリアできるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落札者からの申し出がある場合は、財務基盤が確かな主たる出資者が連帯保証することを前提に、連帯保証する出資者の範囲を落札者と協議することといたします。(この場合には、すべての出資者の連帯保証は必要といたしません。)</li> <li>○落札者から連帯保証と同様に契約履行を担保できる提案がある場合は、落札者と協議することといたします。</li> </ul>	

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

中部電力

No	委員からの指摘	中部電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
2	<p>・中部電力は誠実な対応であり、合理的なものができた。他社もやらないことが不当とまでは言えない。他の3社は、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているとすれば、料金査定でもこの考え方を貫くべきである。本当にそういう意思表示をしているのか、今回、中部電力から合理的なやり方ができたので、これをみて少し考えていただきたい。</p> <p>・リスクを管理する能力が高い方に、リスクを負わせるのが大原則である。そういう点も含めて考えるべき。(座長)</p>	<p>ORFCのご提案を踏まえて反映した土木建築費の物価補正方法について、火力電源入札WGより一定の評価を得たことから、修正は行わないものとしたします。</p>	<p>なし</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

中部電力

要綱・標準契約書への反映

標準契約書の関連条文を修正

No	委員からの指摘	中部電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
3	<p>・IPP側事由の場合、何故、「基本料金」で賠償するのか理解できない。仮に取引所の価格が暫く高騰しているケースでは、基本料金さえ払えば解約してもいいということになる。</p> <p>・関西電力の要綱を見ると、いつでも勝手に止められる訳ではなく、相手側の責めに帰すべき事由があった場合に、一方の当事者が解除できる、もう一つが、やむを得ない事由があり、かつ、相手が合意してくれたときに解除できる、この2つパターンしかないとするれば、各社とも基本的に債務不履行があったときの賠償の範囲を議論していることになる。通常取引でも賠償の金額は何かの算定基準がある訳ではなく、一定の協議で決めているが、関西電力の説明からは、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理ではない。一つのやり方ではある。7年とか決めていないと、通常生ずべき損害としていると民法に委ねられるが、どこまでを補償するのか、予測可能性がはっきりしない。クイックに解決する方策ではある。</p> <p>・賠償額をあまりに高くし過ぎることによって、結果的に自社の応札を誘導しているとの疑いがないかという観点も重要である。民法では通常生ずべき損害額を賠償するとなっているところ、あえて書き換えてきている。発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を支払うのはあまりに過大ではないか。</p>	<p>○営業運転開始後の損害賠償について、「基本料金で賠償することは理解できない」および「民法では通常生ずべき損害額を賠償することとなっている」旨のご指摘を踏まえ、落札者または当社の責めに帰すべき事由により契約解除となるいずれの場合も、通常生ずべき損害を賠償する規定に見直すことといたします。</p> <p>また、同様の考え方にもとづき営業運転開始前の規定についても見直すことといたします。</p>	標準契約書の関連条文を修正

リスト№1

連帯保証に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## [要綱案p24]16 契約等の締結

・当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者が連帯保証を負うこととし、「連帯保証状」を提出していただきます。

## [要綱案p24]16 契約等の締結

・当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者が連帯保証を負うこととし、「連帯保証状」を提出していただきます。なお、落札者からの申し出がある場合は、当社は落札者の会社形態・出資形態などの個別事由を確認させていただいたうえで、財務基盤が確かな主たる出資者が連帯保証することを前提に、連帯保証する出資者の範囲を落札者と協議いたします。(この場合には、すべての出資者の連帯保証は必要といたしません。)  
 また、落札者から連帯保証と同様に契約履行を担保できる提案がある場合は、当社は、落札者と協議いたします。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

**[要綱案p10]10(1)イ 契約における受給料金の考え方**  
 ・資本費のうち、土木建築工事費については、『10(2)発電単価』に記載した内容にもとづき落札者が希望した場合に限り、物価補正を行うことといたします。

修正無し

**[要綱案p12]10(2)発電単価**  
 ・資本費のうち、土木建築工事費については、東京オリンピック、リニア新幹線等の大規模工事の開始を受け、関連物価が想定外に上昇することが考えられることから、新設およびリプレース電源の場合で、かつ落札者が応札時に土木建築工事費に関する物価補正を希望した場合に限り、物価補正を行うことといたします。考え方の詳細は、『別紙8-2 土木建築工事費の補正』を参照してください。

修正無し

**[要綱案 別紙8-1] 1 基本料金**

資本費	○また、『様式18 建設費概算書』において、あらかじめ、物価変動による土木建築工事費の補正を希望した事業者で、『別紙8-2 土木建築工事費の補正』にもとづき補正を行った場合は、補正後の土木建築工事費にもとづく入札価格の資本費といたします。
-----	---

修正無し

リスト№2

資本費の補正に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

**[要綱案 別紙8-2] 2 土木建築工事費の補正**

- ・落札者が、あらかじめ、物価の著しい変動に伴う土木建築工事費の補正を希望した場合は、以下の式にもとづき補正額を算定し、基本料金に反映することといたします。
- ・補正は、補正対象である、『様式9 入札価格計算書』の資本費(A欄)に再掲された、応札時点の毎年度の土木建築工事費に対し、各年度の補正額を加減算することで実施いたします。
- ・なお、『様式9 入札価格計算書』の資本費(A欄)に再掲する、補正対象とする土木建築工事費の合計は、『様式18 建設費概算書』における土木工事および建築工事の合計額以下で、かつ、『様式9 入札価格計算書』における資本費合計の25%を超えないものとしてください。

$$\text{各年の補正額} = \text{入札価格計算書の各年の土木建築工事費} \times \left( \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right)$$

ただし、以下の場合は、補正を行わないものといたします。

$$\left| \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right| \leq 5\%$$

- ※ 基準月は、入札募集受付開始月といたします。
- ※ 土木物価指数は、国土交通省公表の「建設工事デフレーター」の「建設総合-土木総合-その他土木」(月次)といたします。
- ※ 土木・建築工事の契約は、発電設備の建設に必要な環境影響評価書の確定以後速やかに締結され、金額が確定するものと考えられるため、補正額の算定は環境影響評価書が確定した月の土木物価指数をもとに行います。
- ※ 土木物価指数のプラスおよびマイナス双方の変動を対象に補正をいたします。

修正無し

リスト№2

## 資本費の補正に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

**[標準契約書案AおよびB] 別表1-3 土木建築工事費の変動に伴う資本費の補正**  
 《落札者が土木建築工事費に関する物価変動の補正を希望した場合は、1の「各年の資本費」の次に本規定を挿入し、以降の規定を繰り下げるものとする。》

● 土木建築工事費の変動に伴う資本費の補正

(1) 資本費の補正

1の「各年の資本費」に対して、(2)および(3)により算定された「各年の補正額」を該当する年ごとに加減算するものとする。

(2) 各年の資本費のうち土木建築工事費

第1年目	(入札価格計算書の平成n年度の土木建築工事費)千円
⋮	⋮
第15年目	(入札価格計算書の平成n+14年度の土木建築工事費)千円

(3) 各年の補正額

次の算定式にもとづき各年の補正額を算定するものとする。

各年の補正額 = (2)の「各年の資本費のうち土木建築工事費」

$$\times \left[ \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成26年〇月の土木物価指数}} - 1 \right]$$

(千円未満を四捨五入)

ただし、以下の場合は、補正を行わないものとする。

$$\left| \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成26年〇月の土木物価指数}} - 1 \right| \leq 5\%$$

修正無し

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

[標準契約書案A] (契約保証金)

第10条

3 乙の責めに帰すべき事由により第37条第2項または第3項にもとづき営業運転開始日より前にこの契約の解除がなされた場合は、乙はこの契約の解除がなされた日から20日以内に、第1項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日からこの契約の解除がなされた日の前日まで年〇.〇%(単利)の利息を付した金額を、甲に返還するものとする。ただし、営業運転開始遅延補償金または損害賠償への充当により当該返還時点において契約保証金が第1項に定める金額に満たないときは、乙は、当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を甲に返還するものとする。

[標準契約書案A] (契約保証金)

第10条

3 **乙の責めに帰すべき事由により第37条第2項または第3項ないし第4項ならびに第38条第1項、第2項および第5項にもとづき営業運転開始日より前にこの契約の解除がなされた場合は、乙はこの契約の解除がなされた日から20日以内に、第1項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日からこの契約の解除がなされた日の前日まで年〇.〇%(単利)の利息を付した金額を、甲に返還するものとする。ただし、営業運転開始遅延補償金または損害賠償への充当により当該返還時点において契約保証金が第1項に定める金額に満たないときは、乙は、当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を甲に返還するものとする。なお、契約の解除が甲の責めに帰すべき事由による場合は、返還する契約保証金には利息を付さないものとする。**

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

【標準契約書案A】(契約の解除)

## 第37条

6 第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、次項の規定に従い損害を賠償するものとする。なお、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約を解除された当事者は、解除により自己に生ずる損害の賠償を相手方に請求することができないものとする。

7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 営業運転開始日より前の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。

(イ) 第10条に定める契約保証金に相当する金額

(ロ) 系統連系設備の工事に要した費用の実費およびその撤去費用から倉入または流用価格相当および甲の工事費負担金相当額を控除した金額

(ハ) (ロ)以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額(逸失利益を除くものとする。)

(次頁に続く)

【標準契約書案A】(契約の解除)

## 第37条

6 第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、次項の規定に従い損害を賠償するものとする。なお、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約を解除された当事者は、解除により自己に生ずる損害の賠償を相手方に請求することができないものとする。

7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 営業運転開始日より前の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。この契約の解除により通常生ずべき乙の損害に相当する金額(系統連系設備の工事に要した費用の実費およびその撤去費用から倉入または流用価格相当および甲の工事費負担金相当額を控除した金額を含み、逸失利益を除く。)とする。

~~(イ) 第10条に定める契約保証金に相当する金額~~

~~(ロ) 系統連系設備の工事に要した費用の実費およびその撤去費用から倉入または流用価格相当および甲の工事費負担金相当額を控除した金額~~

~~(ハ) (ロ)以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額(逸失利益を除くものとする。)とする。

(次頁に続く)

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## [標準契約書案A] (契約の解除)

## 第37条(前頁の続き)

## (2) 営業運転開始日以降の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合は、その金額は0円とする。

(イ) 解除日から第35条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第28条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。

(ロ) 系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額

(ハ) (ロ)以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

(次頁に続く)

## 【修正案】

## [標準契約書案A] (契約の解除)

## 第37条(前頁の続き)

## (2) 営業運転開始日以降の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、~~次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合は、その金額は0円とする。~~この契約の解除により通常生ずべき乙の損害に相当する金額(系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額を含む。)とする。

~~(イ) 解除日から第35条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第28条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。~~

~~(ロ) 系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額~~

~~(ハ) (ロ)以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

(次頁に続く)

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## [標準契約書案A] (契約の解除)

## 第37条7項(前頁からの続き)

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。

(イ) 解除日から第35条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第28条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。

(ロ) 甲に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

ハ 第4項第4号にもとづく解除の場合には、甲は乙に対して、系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額を支払うものとするが、それ以外の損害賠償の責任を負わないものとする。

## 【修正案】

## [標準契約書案A] (契約の解除)

## 第37条7項(前頁からの続き)

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、~~次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。~~この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額とする。

~~(イ) 解除日から第35条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第28条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。~~

~~(ロ) 甲に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

ハ 第4項第4号にもとづく解除の場合には、甲は乙に対して、系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額を支払うものとするが、それ以外の損害賠償の責任を負わないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

[標準契約書案B] (契約保証金)

第10条

3 乙の責めに帰すべき事由により第42条第2項または第3項にもとづき営業運転開始日より前にこの契約の解除がなされた場合は、乙はこの契約の解除がなされた日から20日以内に、第1項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日からこの契約の解除がなされた日の前日まで年〇.〇%(単利)の利息を付した金額を、甲に返還するものとする。ただし、営業運転開始遅延補償金または損害賠償への充当により当該返還時点において契約保証金が第1項に定める金額に満たないときは、乙は、当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を甲に返還するものとする。

[標準契約書案B] (契約保証金)

第10条

3 ~~乙の責めに帰すべき事由により第42条第2項または第3項~~ないし第4項ならびに第43条第1項、第2項および第5項にもとづき営業運転開始日より前にこの契約の解除がなされた場合は、乙はこの契約の解除がなされた日から20日以内に、第1項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日からこの契約の解除がなされた日の前日まで年〇.〇%(単利)の利息を付した金額を、甲に返還するものとする。ただし、営業運転開始遅延補償金または損害賠償への充当により当該返還時点において契約保証金が第1項に定める金額に満たないときは、乙は、当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を甲に返還するものとする。なお、契約の解除が甲の責めに帰すべき事由による場合は、返還する契約保証金には利息を付さないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

[標準契約書案B] (契約の解除)

第42条(前頁の続き)

6 第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、次項の規定に従い損害を賠償するものとする。なお、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約を解除された当事者は、解除により自己に生ずる損害の賠償を相手方に請求することができないものとする。

7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 営業運転開始日より前の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。

(イ) 第10条に定める契約保証金に相当する金額

(ロ) 乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額(逸失利益を除くものとする。)とする。

(次頁に続く)

[標準契約書案B] (契約の解除)

第42条(前頁の続き)

6 第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、次項の規定に従い損害を賠償するものとする。なお、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約を解除された当事者は、解除により自己に生ずる損害の賠償を相手方に請求することができないものとする。

7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 営業運転開始日より前の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、**次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。この契約の解除により通常生ずべき乙の損害に相当する金額(逸失利益を除く。)**とする。

~~(イ) 第10条に定める契約保証金に相当する金額~~

~~(ロ) 乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額(逸失利益を除く**ものとする。**)とする。

(次頁に続く)

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

## 【第5回火力電源入札WG】

[標準契約書案B] (契約の解除)

第42条(前頁の続き)

(2) 営業運転開始日以降の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合は、その金額は0円とする。

(イ) 解除日から第40条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第32条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。

(ロ) 乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

(次頁に続く)

## 【修正案】

[標準契約書案B] (契約の解除)

第42条(前頁の続き)

(2) 営業運転開始日以降の解除の場合

イ 甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき甲が乙に支払う損害賠償の額は、~~次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合は、その金額は0円とする。~~この契約の解除により通常生ずべき乙の損害に相当する金額とする。

~~(イ) 解除日から第40条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第32条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。~~

~~(ロ) 乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

(次頁に続く)

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

中部電力

## 【第5回火力電源入札WG】

[標準契約書案B] (契約の解除)  
第42条7項(前頁の続き)

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。

(イ) 解除日から第40条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第32条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。

(ロ) 甲に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額

ハ 第4項第4号にもとづく解除の場合には、甲は乙に対して損害賠償の責任を負わないものとする。

## 【修正案】

[標準契約書案B] (契約の解除)  
第42条7項(前頁の続き)

ロ 乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき乙が甲に支払う損害賠償の額は、~~次の金額の合計額とする。なお、各金額の計算値が負となる場合、その金額は0円とする。~~この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額とする。

~~(イ) 解除日から第40条第1項に定める供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。なお、基本料金の予定額は、第32条第1項第1号、別表1および別表2に定める算定方法を基本とし、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。~~

~~(ロ) 甲に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額~~

ハ 第4項第4号にもとづく解除の場合には、甲は乙に対して損害賠償の責任を負わないものとする。

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

関西電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	関西電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
1	<p>・連帯保証を求めるべきではない。何のために、目的会社を設立するのか分からなくなる。何らかのやり方をしないと不安だということはあるかもしれないが、これが唯一の方法だと思っていない。</p> <p>・連帯保証を求めることが唯一であるとは思っていないが、事業の性質から考えると、何らかの方法で財務健全性を担保することが必要ではないか。連帯保証に代わる財務健全性が担保できる方法が提示されれば、それを考慮して認めてもよいのではないか。いずれにしても、供給期間全域にわたって確実に履行できるための何らかの方策は必須である。</p> <p>・設備が完成するまでは契約保証金で担保し、設備が完成した後は、効率的なものができたとするならば、コスト面で言えば可変費を投入すれば十分なりターンが得られる電気がでてくるのだから、連帯保証までは必要ない。</p> <p>・連帯保証、解約補償、建設費のエスカレも含めて、電力会社以外の者が参加しようとするとの足を踏む。一つ一つは正しいことなのかもしれないが、全てがあるとハードルが高くなっているという印象を持った。これだけ多くの電力会社が、ある時期に一斉に入札をすると、参加できる事業者は電力会社を除けばあまりない。総合的に見て、ハードルが高くなっているという印象を持った。</p> <p>・最初に応札した事業者があつて、その後SPCに事業を譲渡する場合は、出資者のすべてが連帯して保証するというのは重すぎる、少なくとも、応札者一社でも数社でも保証してくれれば、事業の継続性や財務の問題もクリアできるのではないか。</p>	<p>○<u>全ての参加企業の連帯保証を求めるのではなく、代表企業を含む1社以上の参加企業の連帯保証を求めること</u>といたします。</p> <p>○<u>応札者から連帯保証に代わる提案をいただいた場合は、別途、協議</u>することといたします。</p>	<p>要綱案1(6)、12(6)ハ(二)、12(6)ニ(ロ)に反映</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

関西電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	関西電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
2	<p>・中部電力は誠実な対応であり、合理的なものがでてきた。他社もやらないことが不当とまでは言えない。他の3社は、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているとすれば、料金査定でもこの考え方を貫くべきである。本当にそういう意思表示をしているのか、今回、中部電力から合理的なやり方がでてきたので、これをみて少し考えていただきたい。</p> <p>・リスクを管理する能力が高い方に、リスクを負わせるのが大原則である。そういう点も含めて考えるべき。(座長)</p>	<p>○<b>土木建築工事費</b>について、一定の条件を付して、<b>物価補正を行うよう要綱案を見直す</b>ことといたします。</p> <p>【具体的な方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木建築工事費の補正は、プラス・マイナスの両方とする。</li> <li>・補正対象金額は、応札者が申告する土木建築工事費とし、<b>全資本費の25%を上限</b>とする。</li> <li>・補正には、建築工事費の水準を示す公的な指数(国土交通省「建設工事費デフレーター」)を参照する。</li> <li>・工事契約が締結されると見込まれる「<b>環境影響評価書の確定月</b>」の指数が、「<b>入力募集開始時点</b>」の値に対し、<b>閾値(±5%)を超えた場合に、契約金額の補正</b>を行う。</li> </ul>	<p>要綱案7(3)、12(5)添付資料(5)に反映</p> <p>受給契約書関連条文を追加</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

関西電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	関西電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
3	<p>・IPP側事由の場合、何故、「基本料金」で賠償するのか理解できない。仮に取引所の価格が暫く高騰しているケースでは、基本料金さえ払えば解約してもいいということになる。</p> <p>・関西電力の要綱を見ると、いつでも勝手に止められる訳ではなく、相手側の責めに帰すべき事由があった場合に、一方の当事者が解除できる、もう一つが、やむを得ない事由があり、かつ、相手が合意してくれたときに解除できる、この2つパターンしかないとするれば、各社とも基本的に債務不履行があったときの賠償の範囲を議論していることになる。通常取引でも賠償の金額は何かの算定基準がある訳ではなく、一定の協議で決めているが、関西電力の説明からは、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理ではない。一つのやり方ではある。7年とか決めていないと、通常生ずべき損害としていると民法に委ねられるが、どこまでを補償するのか、予測可能性がはっきりしない。クイックに解決する方策ではある。</p> <p>・賠償額をあまりに高くし過ぎることによって、結果的に自社の応札を誘導しているとの疑いがないかという観点も重要である。民法では通常生ずべき損害額を賠償するとなっているところ、あえて書き換えてきている。発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を支払うのはあまりに過大ではないか。</p>	<p>○賠償額を高くし過ぎることによって、自社の応札を誘導しているとの疑いがないかというご意見につきましては、当社は自社応札を実施しないことから対象外と考えております。</p> <p>○発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を解約金として支払うのは過大ではないかとのご意見を踏まえ、<b>受給開始前、受給開始後ともに通常生ずべき損害額(ただし、上限は基本料金の7年分)を補償</b>するよう要綱案を見直すことといたします。</p> <p>○なお、イコールフットINGの考えから、<b>電力側事由の解約の場合も同様に見直すこと</b>といたします。</p>	<p>要綱案9(3)イ)(ロ)(ハ)、ロ)(ロ)(ハ)に反映</p> <p>受給契約書関連条文を修正</p>

リスト№1

連帯保証に関する規定

関西電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 1. 一般注意事項(要綱案P. 1)

(6) 応札者が提案書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。  
当社の入札に参加する事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。

応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものとします。グループで応札する場合には、提案書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表企業を明示してください。この場合は、全ての参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

## 12. 提案書に記載する事項(要綱案P. 49)

(6) プロジェクト全体のスキーム

ハ) ファイナンス(様式-7~10)

(ニ) プロジェクトを合弁形式で計画している場合は、全ての参加企業の事業参加確約状を提出してください。

ニ) プロジェクト推進母体と権利義務関係(様式-11)

(ロ) 応札者が提案するプロジェクトの推進母体として、別会社、子会社、ジョイント・ベンチャーなどの設立を計画している場合は、その計画内容を提示していただくとともに、その推進母体が設立された時点で、親会社保証状、あるいは参加企業の連帯保証状を差し入れていただくこととなります。

応札の段階で、別会社等を設立している場合は、該当する保証状を提出してください。(これらの書面につきましては、本要綱に添付する『受給契約書(ひな型)』の添付書類『(2)事業の移管に伴う確認書』、『(3)親会社連帯債務保証確約書』に基づいて作成してください。)

## 【修正案】

## 1. 一般注意事項(要綱案P. 1)

(6) 応札者が提案書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。  
当社の入札に参加する事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。

応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものとします。グループで応札する場合には、提案書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表企業を明示してください。この場合は、**全ての代表企業を含む1社以上の**参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

## 12. 提案書に記載する事項(要綱案P. 49)

(6) プロジェクト全体のスキーム

ハ) ファイナンス(様式-7~10)

(ニ) プロジェクトを合弁形式で計画している場合は、**全ての代表企業を含む1社以上の**参加企業の事業参加確約状を提出してください。

ニ) プロジェクト推進母体と権利義務関係(様式-11)

(ロ) 応札者が提案するプロジェクトの推進母体として、別会社、子会社、ジョイント・ベンチャーなどの設立を計画している場合は、その計画内容を提示していただくとともに、その推進母体が設立された時点で、**親会社保証状、あるいは代表企業を含む1社以上の**参加企業の連帯保証状を差し入れていただくこととなります。

応札の段階で、別会社等を設立している場合は、該当する保証状を提出してください。(これらの書面につきましては、本要綱に添付する『受給契約書(ひな型)』の添付書類『(2)事業の移管に伴う確認書』、『(3)親会社連帯債務保証確約書』に基づいて作成してください。)

**なお、連帯保証に代わる契約履行が担保できる提案をいただいた場合は、落札後、契約締結時までには別途協議します。**

リスト№2

資本費の補正に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

## 7. 受給料金(要綱案P. 27)

## (3) エスカレーション率による料金の調整

固定費のうち、資本費については、事業税が収入金課税の場合のみ、調整を行います。運転維持費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。

可変費のうち、燃料本体費については、月ごとに燃料の実勢価格を勘案し、調整を行います。燃料関係諸費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。

## 12. 提案書に記載する事項(要綱案P. 47)

## (5) 入札価格計算書(様式-4)

年ごとに資本費、資本費に含まれるアクセスコスト(特定負担分)、運転維持費、燃料本体費、燃料関係諸費を設定し、入札価格を計算してください。

なお、年ごとに設定するアクセスコスト(特定負担分)について、応札者が当社以外の事業者に販売を予定されている場合は、販売の割合等に応じた費用を設定することも可能です。

同一場所での複数発電機による一括提案時において発電機の受給を段階的に行う場合は『添付資料(12)へ』入札価格』により算定してください。

【修正案】

## 7. 受給料金(要綱案P. 27)

## (3) エスカレーション率による料金の調整

固定費のうち、資本費については、事業税が収入金課税の場合のみ、調整を行います。

**また、資本費に含まれる発電所建設工事の土木建築工事費について、応札時点から土木建築工事契約締結時点に相当する期間の物価変動を勘案し、調整を行います。ただし既設発電設備で応札される場合は、調整しません。**

運転維持費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。

可変費のうち、燃料本体費については、月ごとに燃料の実勢価格を勘案し、調整を行います。燃料関係諸費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。

具体的な受給料金の調整方法については、『添付資料(5)ハ』受給料金の調整方法』を参照してください。

## 12. 提案書に記載する事項(要綱案P. 47)

## (5) 入札価格計算書(様式-4)

年ごとに資本費、資本費に含まれるアクセスコスト(特定負担分)**および土木建築工事費**、運転維持費、燃料本体費、燃料関係諸費を設定し、入札価格を計算してください。

なお、年ごとに設定するアクセスコスト(特定負担分)について、応札者が当社以外の事業者に販売を予定されている場合は、販売の割合等に応じた費用を設定することも可能です。

同一場所での複数発電機による一括提案時において発電機の受給を段階的に行う場合は『添付資料(12)へ』入札価格』により算定してください。

リスト№2

資本費の補正に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

記載無し

添付資料(5)入札価格と受給料金の算定方法(要綱案P. 72)

(ホ)土木建築工事費

発電所を新設またはリプレースして応札される場合、応札時点から土木建築工事契約締結時点に相当する期間の物価変動について、下式により、資本費に含まれる土木建築工事費を補正いたします。なお、応札者は、あらかじめ『様式-4. 入札価格計算書』に資本費に含まれる土木建築工事費を年ごとに設定していただきます。資本費に含まれる土木建築工事費の合計は、資本費総額の25%を越えないものとしてください。

土木建築工事費補正額 =

年ごとに設定した土木建築工事費

× (環境影響評価書確定月の物価指数<sup>※1</sup>÷ 基準月<sup>※2</sup>の物価指数<sup>※1-1</sup>)<sup>※3</sup>

※1 物価指数は、国土交通省公表の建設工事デフレーター(建設総合、土木総合、その他土木)の月次の値とします。

※2 基準月は入札募集開始日の属する月とします。

※3  $-5\% < (\text{環境影響評価書確定月の物価指数} \div \text{基準月の物価指数} - 1) < +5\%$  の場合は補正を行いません。

リスト№2

## 資本費の補正に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

記載無し

【受給契約書】  
 (各年における基本料金の合計額)  
 別紙1  
(土木建築工事費の補正)  
 資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。  
 各年の資本費  

$$= \text{別紙3の当該年土木建築工事費} \times ((\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^* \div \text{2014年〇月の物価指数}^*) - 1)$$
  
 ただし、以下の場合には補正しない。  

$$-5\% < |(\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^* \div \text{2014年〇月の物価指数}^*) - 1| < 5\%$$
  
 ※国土交通省公表の建設工事費デフレーター「総合建設ー土木総合ーその他土木」(月次)とする。

【受給契約書】  
 (入札価格計算書)  
 別紙3(6年目以降および資本費部分以外省略)

【受給契約書】  
 (入札価格計算書)  
 別紙3(6年目以降および資本費部分以外省略)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
資本費 【再掲:アクセスコスト (特定負担分)】	A	( )	( )	( )	( )	( )

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
資本費 【再掲:アクセスコスト (特定負担分)】	A	( )	( )	( )	( )	( )
【再掲:土木建築工事費】		( )	( )	( )	( )	( )

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

9. 契約保証金とペナルティ(要綱案P. 34)

(3) 解除・解約権

イ) 当社の解除・解約権

(イ) 当社は、『(2) 供給設備の建設・工事の遅延およびアクセス工事の遅延に対するペナルティ』に定める場合を除くほか、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責めを負うことなく、ただちに、受給契約を解除・解約することができます。

- ① 落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約に基づく電力受給を行い得ないと合理的に認められる場合
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③ 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④ 手形交換所からの取引停止処分を受けた場合
- ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ ①～⑤のほか、落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約の重要な条項に違反し、当社がその是正を求めるも、落札者がその是正のための措置を講じようとしめない場合、または、60日以内にその是正がなされない場合

(ロ) 上記(イ)により、受給開始の日より前に受給契約が解除・解約された場合、以下のように取り扱います。

なお、②の遅延金は、①の契約保証金とは別に支払うものとし、③の補償は、①の契約保証金および②の遅延金の支払いとは別に行うものとします。

9. 契約保証金とペナルティ(要綱案P. 34)

(3) 解除・解約権

イ) 当社の解除・解約権

(イ) 当社は、『(2) 供給設備の建設・工事の遅延およびアクセス工事の遅延に対するペナルティ』に定める場合を除くほか、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責めを負うことなく、ただちに、受給契約を解除・解約することができます。

- ① 落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約に基づく電力受給を行い得ないと合理的に認められる場合
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③ 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④ 手形交換所からの取引停止処分を受けた場合
- ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ ①～⑤のほか、落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約の重要な条項に違反し、当社がその是正を求めるも、落札者がその是正のための措置を講じようとしめない場合、または、60日以内にその是正がなされない場合

(ロ) 上記(イ)により、受給開始の日より前に受給契約が解除・解約された場合、以下のように取り扱います。

なお、②の遅延金は、①の契約保証金とは別に支払うものとし、③の補償は、①の契約保証金および②の遅延金の支払いとは別に行うものとします。





リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

- ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を返還するとともに当該契約保証金に相当する金額を支払います。なお、返還する契約保証金には利息を付しません。
- ② 『(2)ロ)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が受給開始基準日までに受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が受給開始基準日を超えて受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に当該解除・解約の日までの遅延金を支払うものとします。
- ③ 当社は落札者が被った通常生ずべき損害(逸失利益を除く。)に対する補償を行うものとします。この補償は、入札基本料金を1ヶ月分の料金とした場合の、解除・解約時点から始まる84ヶ月分の料金を解除・解約時点の価値に換算した金額を上限とします。

(ハ)上記(イ)により、受給開始の日以降に受給契約が解除・解約された場合、以下のように取り扱います。

なお、①の精算金および②の解約金は解約時点の価値に換算します。

- ① 落札者および当社は、解約までの受給料金のうち基本料金(『7.(3)エスカレーション率による料金の調整』で行う固定費の調整額を除く。)から、入札基本料金を解約までの月数を乗じた値を差し引いた金額を精算するものとします。
- ② 当社は落札者に対し、受給期間の残存月数(下限12ヶ月、上限84ヶ月とする。)に入札基本料金を乗じた金額を解約金として支払うものとします。

- ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を返還するとともに当該契約保証金に相当する金額を支払います。なお、返還する契約保証金には利息を付しません。
- ② 『(2)ロ)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が受給開始基準日までに受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が受給開始基準日を超えて受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に当該解除・解約の日までの遅延金を支払うものとします。
- ③ 当社は落札者が被った通常生ずべき**実損害(逸失利益を除く。)**に対する補償を行うものとします。この補償は、入札基本料金を1ヶ月分の料金とした場合の、解除・解約時点から始まる84ヶ月分の料金を解除・解約時点の価値に換算した金額を上限とします。

(ハ)上記(イ)により、受給開始の日以降に受給契約が解除・解約された場合、以下のように取り扱います。

なお、①の精算金および②の**補償金**は解約時点の価値に換算します。

- ① 落札者および当社は、解約までの受給料金のうち基本料金(『7.(3)エスカレーション率による料金の調整』で行う固定費の調整額を除く。)から、入札基本料金を解約までの月数を乗じた値を差し引いた金額を精算するものとします。
- ② 当社は落札者**に対し、受給期間の残存月数(下限12ヶ月、上限84ヶ月とする。)**に入札基本料金を乗じた金額を解約金として支払うものと**します。が被った通常生ずべき損害に対する補償を行うものとします。この補償は、入札基本料金を1ヶ月分の料金とした場合の、受給期間の残存月数(下限12ヶ月、上限84ヶ月とする。)**に入札基本料金を乗じ、解除・解約時点の価値に換算した金額を上限とします。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## 【受給契約書】

(供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除)

## 第23条

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、関電は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

## 【受給契約書】

(供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除)

## 第23条(管外版:第28条も同様に修正)

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、関電は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## 【受給契約書】

(系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除)

## 第24条

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、〇〇は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

## 【受給契約書】

(系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除)

## 第24条(管外版:第29条も同様に修正)

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、〇〇は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【受給契約書】

(関電による解除・解約権)

## 第32条

2. 前項において、関電が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

## 第32条3項

②〇〇は、関電に対し、1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を、解約金として速やかに支払うものとする。  
なお、本解約金は損害賠償の予定であり、関電がこれを上回る損害を被ったとしても、関電は〇〇に対して、損害賠償請求はできないものとする。

## 【修正案】

## 【受給契約書】

(関電による解除・解約権)

## 第32条(管外版:第37条も同様に修正)

2. 前項において、関電が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

## 第32条3項

②〇〇は、関電に対し、関電の被った通常生ずべき損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。)に対する補償を行うものとする。、解約金として速やかに支払うものとする。  
なお、本解約金は損害賠償の予定であり、関電がこれを上回る損害を被ったとしても、関電は〇〇に対して、損害賠償請求はできないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【受給契約書】

(〇〇による解除・解約権)

## 第33条

2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

## 第33条3項

②関電は、〇〇に対し、1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を、解約金として速やかに支払うものとする。  
なお、本解約金は損害賠償の予定であり、〇〇がこれを上回る損害を被ったとしても、〇〇は関電に対して、損害賠償請求はできないものとする。

## 【修正案】

## 【受給契約書】

(〇〇による解除・解約権)

## 第33条(管外版:第38条も同様に修正)

2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

## 第33条3項

②関電は、〇〇に対し、〇〇の被った通常生ずべき損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。)に対する補償を行うものとする。、解約金として速やかに支払うものとする。  
なお、本解約金は損害賠償の予定であり、〇〇がこれを上回る損害を被ったとしても、〇〇は関電に対して、損害賠償請求はできないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【受給契約書】

(関電および〇〇による合意解約権)

## 第34条

2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

## 【修正案】

## 【受給契約書】

(関電および〇〇による合意解約権)

## 第34条(管外版:第39条も同様に修正)

2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

【受給契約書】

(関電および〇〇による合意解約権)

第34条4項

②申出者は、相手方に対し、1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を、解約金として速やかに支払うものとする。  
 なお、本解約金は損害賠償の予定であり、相手方がこれを上回る損害を被ったとしても、相手方は申出者に対して、損害賠償請求はできないものとする。

【受給契約書】

(関電および〇〇による合意解約権)

第34条4項(管外版:第39条も同様に修正)

②申出者は、相手方に対し、**相手方の被った通常生ずべき損害**(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)**を上限とする。)**に対する補償を行うものとする。~~解約金として速やかに支払うものとする。~~  
 なお、本解約金は損害賠償の予定であり、相手方がこれを上回る損害を被ったとしても、相手方は申出者に対して、損害賠償請求はできないものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【受給契約書】

(反社会的勢力の排除)

## 第40条

3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第1項により、関電が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とし、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

## 【修正案】

## 【受給契約書】

(反社会的勢力の排除)

## 第40条(管外版:第45条も同様に修正)

3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第1項により、関電が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき実損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。し、逸失利益は含めない。)に対する補償を行うものとする。

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

関西電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

## 【受給契約書】

(反社会的勢力の排除)

## 第40条5項

②第1項各号のいずれかに該当し、解除の原因となった当事者は相手方に対し、1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を、解約金として速やかに支払うものとする。

なお、本解約金は損害賠償の予定であり、相手方がこれを上回る損害を被ったとしても、相手方は当事者に対して、損害賠償請求はできないものとする。

## 【受給契約書】

(反社会的勢力の排除)

## 第40条5項(管外版:第45条も同様に修正)

②第1項各号のいずれかに該当し、解除の原因となった当事者は相手方に対し、**相手方の被った通常生ずべき損害**(1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を**上限とする。)**に対する補償を行うものとする。**、解約金として速やかに支払うものとする。**

**なお、本解約金は損害賠償の予定であり、相手方がこれを上回る損害を被ったとしても、相手方は当事者に対して、損害賠償請求はできないものとする。**

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

九州電力

要綱・標準契約書への反映

要綱第11章(4)に追記

No	委員からの指摘	九州電力の検討	要綱・標準契約書への反映
1	<p>・連帯保証を求めるべきではない。何のために、目的会社を設立するのか分からなくなる。何らかのやり方をしないと不安だということはあるかもしれないが、これが唯一の方法だと思っていない。</p> <p>・連帯保証を求めることが唯一であるとは思っていないが、事業の性質から考えると、何らかの方法で財務健全性を担保することが必要ではないか。連帯保証に代わる財務健全性が担保できる方法が提示されれば、それを考慮して認めてもよいのではないか。いずれにしても、供給期間全域にわたって確実に履行できるための何らかの方策は必須である。</p> <p>・設備が完成するまでは契約保証金で担保し、設備が完成した後は、効率的なものができたとするならば、コスト面で言えば可変費を投入すれば十分なりターンが得られる電気がでてくるのだから、連帯保証までは必要ない。</p> <p>・連帯保証、解約補償、建設費のエスカレも含めて、電力会社以外の者が参加しようとするとの足を踏む。一つ一つは正しいことなのかもしれないが、全てがあるとハードルが高くなっているという印象を持った。これだけ多くの電力会社が、ある時期に一斉に入札をすると、参加できる事業者は電力会社を除けばあまりない。総合的に見て、ハードルが高くなっているという印象を持った。</p> <p>・最初に応札した事業者があつて、その後SPCに事業を譲渡する場合は、出資者のすべてが連帯して保証するというのは重すぎる、少なくとも、応札者一社でも数社でも保証してくれれば、事業の継続性や財務の問題もクリアできるのではないか。</p>	<p>・一部の出資者のみの連帯保証でも可とすることとし、さらに財務健全性の担保が確認できる代替案が事業者から提示された場合は、協議することとする。</p>	<p>要綱第11章(4)に追記</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

九州電力

No	委員からの指摘	九州電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
2	<p>・中部電力は誠実な対応であり、合理的なものができた。他社もやらないことが不当とまでは言えない。他の3社は、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているとすれば、料金査定でもこの考え方を貫くべきである。本当にそういう意思表示をしているのか、今回、中部電力から合理的なやり方ができたので、これをみて少し考えていただきたい。</p> <p>・リスクを管理する能力が高い方に、リスクを負わせるのが大原則である。そういう点も含めて考えるべき。(座長)</p>	<p>・建設費および金利の資本費補正のうち、建設費の土木建築工事費については、今後の建設費が想定以上に高騰することが予想されることから、資本費補正を行う。</p>	<p>要綱第9章(4) 標準契約書案を修正</p>

## 第5回火力電源入札WGにおける委員からの指摘と検討結果等について

九州電力

要綱・標準契約書への反映

No	委員からの指摘	九州電力の検討結果	要綱・標準契約書への反映
3	<p>・IPP側事由の場合、何故、「基本料金」で賠償するのか理解できない。仮に取引所の価格が暫く高騰しているケースでは、基本料金さえ払えば解約してもいいということになる。</p> <p>・関西電力の要綱を見ると、いつでも勝手に止められる訳ではなく、相手側の責めに帰すべき事由があった場合に、一方の当事者が解除できる、もう一つが、やむを得ない事由があり、かつ、相手が合意してくれたときに解除できる、この2つパターンしかないとするれば、各社とも基本的に債務不履行があったときの賠償の範囲を議論していることになる。通常取引でも賠償の金額は何かの算定基準がある訳ではなく、一定の協議で決めているが、関西電力の説明からは、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理ではない。一つのやり方ではある。7年とか決めていないと、通常生ずべき損害としていると民法に委ねられるが、どこまでを補償するのか、予測可能性がはっきりしない。クイックに解決する方策ではある。</p> <p>・賠償額をあまりに高くし過ぎることによって、結果的に自社の応札を誘導しているとの疑いがないかという観点も重要である。民法では通常生ずべき損害額を賠償するとなっているところ、あえて書き換えてきている。発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を支払うのはあまりに過大ではないか。</p>	<p>・当社要綱案は、IPP側事由による解約の場合、基本料金にもとづく賠償としておらず、委員からのご指摘は、当社要綱案には該当しないと思われることから要綱案の見直しは行わない。</p>	<p>—</p>

リスト№1

## 連帯保証に関する規定

九州電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【修正案】

[要綱案:p95(本土)、p93(対馬)]第11章(4)子会社、合弁会社等の扱い

当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合弁会社等である場合は、その出資者である事業者から『連帯保証状』を提出していただきます。

[要綱案:p95(本土)、p93(対馬)]第11章(4)子会社、合弁会社等の扱い

当社との間で契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合弁会社等である場合は、その出資者である事業者から『連帯保証状』を提出していただきます。ただし、財務健全性の担保が確認できる代替案があれば協議に応じることとします。

[要綱案:p96(本土)、p94(対馬)]第11章(4)子会社、合弁会社等の扱い  
備考

・記載なし

[要綱案:p96(本土)、p94(対馬)]第11章(4)子会社、合弁会社等の扱い  
備考

一部の出資者による連帯保証を希望される場合は、別途協議させていただきます。

リスト№2

## 資本費の補正に関する規定

九州電力

リスト№2

資本費の補正に関する規定(つづき)

九州電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

〔要綱案:p61(本土)、p59(対馬)] 9(4)受給料金 ①基本料金

〔要綱案:p61(本土)、p59(対馬)] 9(4)受給料金 ①基本料金(つづき)

$$\begin{aligned} & \text{各年度の補正額} = \text{入札価格計算書の各年度の土木建築工事費} \\ & \times \left( \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right) \end{aligned}$$

ただし、以下の場合、補正を行わないものとします。

$$\left| \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right| \leq 5\%$$

・運転維持費:各年度の料金については毎年4月に、入札時の運転維持費の前提とした物価指数等(CEI、CGPI、CPI)と当該年度の物価指数との変動率にて調整いたします。

・運転維持費:各年度の料金については毎年4月に、入札時の運転維持費の前提とした物価指数等(CEI、CGPI、CPI)と当該年度の物価指数との変動率にて調整いたします。

リスト№2

## 資本費の補正に関する規定(つづき)

九州電力

### 【第5回火力電源入札WG】

〔要綱案:p62(本土)、p60(対馬)] 9(4)受給料金 ①基本料金 備考

・追加コスト(電源線等工事費の調整分を除く)を契約締結後の受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えておりますが、入札による受給条件のうち、電気事業法第22条第8項に定める事項については所定の法手続きにより変更が可能です。

・税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合など上記で対応できない事項が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約書(標準契約書第54条)にもとづき、協議をいたします(現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります)。

・運転維持費における各指標の変動率の合成比率は、落札者が入札時に申し出た値で固定いたします。  
 ・『(補足資料3)入札価格と受給料金の関係』を参考にしてください。

### 【修正案】

〔要綱案:p62(本土)、p60(対馬)] 9(4)受給料金 ①基本料金 備考

・追加コスト(電源線等工事費の調整および土木建築工事費の補正を除く)を契約締結後の受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えておりますが、入札による受給条件のうち、電気事業法第22条第8項に定める事項については所定の法手続きにより変更が可能です。

・税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合など上記で対応できない事項が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約書(標準契約書第54条)にもとづき、協議をいたします(現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります)。

- ・基準月は、入札募集受付開始月といたします。
- ・土木物価指数は、国土交通省公表の「建設工事デフレーター」の「建設総合-土木総合-その他土木」(月次)といたします。
- ・入札募集受付開始の時点で、環境影響評価書が確定している場合、および応札電源が環境影響評価法の対象外の場合は、「環境影響評価書が確定した月」を「工事計画を届け出た月」に読み替えます。
- ・土木・建築工事の契約は、発電設備の建設に必要な環境影響評価書の確定以後速やかに締結され、金額が確定するものと考えられるため、補正額の算定は環境影響評価書が確定した月の土木物価指数をもとに行います。
- ・土木物価指数のプラスおよびマイナス双方の変動を対象に補正をいたします。

・運転維持費における各指標の変動率の合成比率は、落札者が入札時に申し出た値で固定いたします。  
 ・『(補足資料3)入札価格と受給料金の関係』を参考にしてください。

リスト№2

資本費の補正に関する規定(つづき)

九州電力

## 【第5回火力電源入札WG】

## 【修正案】

〔標準契約書案:第21条(本土:対馬)、第24条(域外)〕

料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第47条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1)基本料金

基本料金は第6条の営業運転開始日以降適用するものとし、次の各号により算定した金額とする。

(後略)

〔標準契約書案:第21条(本土:対馬)、第24条(域外)〕

料金は、次の基本料金と電力量料金を合計した金額に第47条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

## (1)基本料金

基本料金は第6条の営業運転開始日以降適用するものとし、次の各号により算定した金額とする。なお、別紙2の基本料金について、各年度の資本費の調整および補正を行った場合は、調整および補正後の基本料金によるものとする。

(後略)

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定

九州電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

〔要綱案:p79(本土)、p77(対馬)] 9(13)契約の解約

○ 当社または落札者のいずれか一方にやむをえない事由が生じた場合、あらかじめ文書をもって相手方にその旨の申し出を行い、合意を得た場合に限り、契約を解約できるものといたします(解約の時期が供給開始日以降であるときは、原則として7年前(対馬は5年前)までに相手方に申し出るものといたします)。

・契約を解約する場合は申し出た者(以下「解約申出者」といいます)が相手方に次の補償を行うものといたします。  
 なお、契約を第三者へ継承可能な場合で相手方がそれを認めた場合についてはこの限りではありません。

## ①供給開始前の解約の場合

・契約の解約の時期が供給開始前の場合は、次の(ア)の補償を行うものといたします。ただし、(イ)に該当する場合は、(ア)の補償は免責されるものといたします。

## (ア)補償の内容

・落札者が申し出た場合は、次の補償をしていただきます。

a.契約保証金に相当する金額(契約保証金をお預かりしている場合は当該契約保証金を違約金として受領)

b.系統アクセス工事に要した費用の実費

・当社が申し出た場合は、次の補償をいたします。

c.契約保証金に単利法により計算される解約時までの利息相当を付した金額(契約保証金をお預かりしている場合)

なお、この場合の利率は、契約締結時に大口定期(7年)(対馬は5年)がある都市銀行の大口定期(7年)(対馬は5年)の平均年利率といたします。

d.契約保証金相当額並びに落札者が発電設備の建設に要した費用および撤去する場合はその撤去費用

e.落札者がアクセス設備(送電線)を建設する場合は、その建設に要した費用及び撤去する場合はその撤去費用

修正なし

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定(つづき)

九州電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

〔要綱案:p81(本土)、p79(対馬)] 9(13)契約の解約

(イ)補償を免責する場合

- ・天変地異等やむを得ない事由により解約となる場合。
- ・環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む)との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合(本土のみ)。
- ・現時点でBATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果、BATが適用されていないとして、発電所の建設が認められない場合(本土のみ)。
- ・落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年6か月以内の場合。
- ・当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年6か月以内の場合(ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後すみやかに用地交渉に入れない場合は、発電所建設の地元同意後1年6か月以内とする場合があります)。

修正なし

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定(つづき)

九州電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

[要綱案:p83(本土)、p81(対馬)] 9(13)契約の解約

②供給開始後の解約の場合

- ・落札者が申し出た場合は、次の補償をしていただきます。
- a.供給開始後、解約時点までの受給価格(『(様式8)入札価格計算書』の値)と入札価格(契約供給期間で均等化した価格)に対応する金額との差額 [精算額]
- b.系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用 [実費補償額]
- c.上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額 [得べかりし利益の賠償額]
- ・当社が申し出た場合は、次の補償をいたします。
- d.基本料金の残存契約期間に対応する金額
- ・残存契約期間が7年(対馬は5年)を超える場合は、解約時点から7年間分(対馬は5年間分)を上限といたします。
- ・天変地異等やむを得ない事由による場合は、上記c.およびd.は適用しないものといたします。
- ・a.(精算)、c.、d.(賠償)の金額は解約時点の価値に換算いたします。

修正なし

リスト№3

解約・解除時の補償等に関する規定(つづき)

九州電力

【第5回火力電源入札WG】

【修正案】

〔要綱案:p85(本土)、p83(対馬)] 9(14)契約の解除

- 当社または落札者のいずれか一方が、契約を遵守することを著しく怠った場合は、相手方に対し契約履行の催告を行うものといたします。催告後、30日を経過しても契約履行がなされなかった場合、相手方の責めに帰すべき事由として、契約を解除できるものといたします。
- 当社または落札者のいずれか一方が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規にもとづく手続き開始の申立または解散の決議を行ったときは、他方は相手方の責めに帰すべき事由として、契約を解除できるものといたします。
  - ・この場合、その責めに帰すべき者が相手方に対し、契約の解約に準じた補償を行うものといたします。
  - ・なお、契約の解除にあたっては、電力の安定供給に支障をきたさないよう、当社および落札者は、最大限の配慮をするものといたします。

修正なし